

調布市立調和小学校維持管理及びプール施設運營業務委託
事業者候補選定プロポーザル実施要領

調布市教育委員会

教育部教育総務課

調布市立調和小学校維持管理及びプール施設運営業務委託
事業者候補選定プロポーザル実施要領

目次

1	業務概要	1
2	実施形式	2
3	参加資格	2
4	募集内容	3
5	審査概要	7
6	主な日程（予定）	1 1
7	参加の辞退	1 3
8	情報公開及び提供	1 3
9	その他の留意事項	1 3
10	問合せ先	1 5

1 業務概要

(1) 件名

調布市立調和小学校維持管理及びプール施設運營業務委託

(2) 業務の目的

調布市立調和小学校が小学校及び地域開放施設としての機能を十分に発揮できるように、建物・建築設備等の利便性、快適性、安全性及び効率性を常に適切な状態に保つための維持管理を行う。

あわせて、プール施設については、地域開放施設として市民サービスの向上や経費節減等、効率的・効果的な運營業務を行う。

また、児童・生徒の泳力向上、小・中学校の教育課程における継続的な水泳指導体制を整備及び学校水泳授業における教職員の負担を軽減するため、調和小学校及び市内公立小・中学校の児童・生徒を対象とした、調和小学校のプール施設を使用する水泳授業において外部指導補助員を配置し、水泳指導の補助業務を行う。

(3) 業務内容

別紙「調布市立調和小学校維持管理及びプール施設運營業務委託仕様書」のとおりとする。

なお、仕様書の業務内容や成果品については、市が最低限必要だと想定している内容を記載しているが、下記(5)に記載の予算内であれば、記載項目以外の追加提案については可能である。

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※本事業は継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降については、業務内容の拡充及び予算措置状況等を勘案して契約金額を決定するものとする。

(5) 予算（見積限度額・調布市議会における予算の議決を前提とする）

令和7年度 90,061,960円（税込み）

令和8年度から令和11年度まで

各90,061,960円（税込み）程度

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

(1) 参加申込者の構成等

参加申込者は、本業務を行うために必要な企画力、資本力などの形成能力を備えた単独法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募グループで応募する場合は、あらかじめ構成員の中から応募グループの代表構成員を定めること。また、応募グループの構成員の数は代表構成員の他、2者までとする。

応募法人又は応募グループの代表構成員及び構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

(2) 応募法人及び応募グループの構成員の資格・実績・条件

応募法人は、参加申込書の受付時点において、次に掲げる資格・実績・条件を全て満たしていること。応募グループの場合は、グループ全体で、参加申込書の受付時点において、次に掲げる資格・実績・条件を全て満たしていること。

ア 平成31年度から令和5年度までに公共施設の維持管理を含む施設運営業務（指定管理者業務を含む。）及び水泳指導業務（民間業務を含む。）の両方を受託した実績をそれぞれ1件以上有していること。

イ 次に掲げるいずれかの営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。

なお、応募グループの場合、構成する全事業者がいずれかを有していること。

(ア) 警備・受付等

(イ) その他の業務委託等

ウ 学校水泳授業の指導補助業務の対象となる調和小学校以外の市立小・中学校の児童・生徒の、バス等による送迎の手配・実施が可能であること。

(3) 応募法人及び応募グループの構成員の制限

- ア 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ウ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- エ 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- カ 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 募集内容

募集に伴う日程等は下記のとおりである。

(1) 参加申込

ア 申込

参加申込希望者は、令和6年7月17日（水）正午までに、以下の書類を持参又は郵送（必着）にて教育部教育総務課施設管理係（調布市教育会館4階）に提出しなければならない。

- (ア) 公募型プロポーザルへの参加申込書（様式1） 正本1部
- (イ) 上記3(2)に該当する受託実績を示す業務受託実績書（様式2，2-2）
正本1部・副本（社名が特定できる記載を除いたもの） 11部
- (ウ) 実施体制調書（様式3，3-2）
正本1部・副本（社名が特定できる記載を除いたもの） 11部

- (エ) 会社概要調書（様式自由・パンフレット可）正本 1 部・副本 1 1 部

以下の内容は必ず記載すること。

- a 会社名
- b 代表者名
- c 資本金
- d 事業内容
- e 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

イ 質問及び回答

- (ア) 質問受付期間：令和 6 年 7 月 3 日（水）～ 7 月 9 日（火）正午

- (イ) 表 題：「（参加者名）調和小プロポ応募質疑」

- (ウ) 本 文：本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容，
事業者名及び担当者名を明記すること。

- (エ) 方 法：質問及び回答書（様式 4）を電子メールにて提出

- (オ) 送付先：soumu@city.chofu.lg.jp（教育部教育総務課）

- (カ) 回 答：令和 6 年 7 月 1 2 日（金）までに随時，市ホームページに掲載

※ 回答は，応募に必要なと判断される質問のみについて行い，応募に必要な
でないと判断した質問の場合はその旨を回答する。

また，質問が応募に必要なと判断しがたい場合は，当該質問を
行った事業者に質問主旨を確認することができるものとする。

(2) 参加資格審査及び結果通知

参加申込者の参加資格を審査し，その結果については，令和 6 年 7 月 1 9 日
（金）までに応募事業者に書面及び電子メールにて通知する。

なお，参加資格を満たしていないと判断された参加申込者は，令和 6 年 7 月
2 3 日（火）正午までに，審査結果について質問及び回答書（様式 4）を電子
メールにて提出することで説明を求めることができるものとする。その際は，
必ず表題を「（参加者名）調和小プロポ参加資格審査結果質問」とすること。

この質問に対し，市は令和 6 年 7 月 2 5 日（木）までに電子メールにて回答
する。

(3) 企画提案書等の審査（一次審査）

ア 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果，参加資格を満たすと判断された参加申込者（以下「参加事業者」という。）は，令和6年7月31日（水）正午までに以下の書類を持参又は郵送（必着）にて教育部教育総務課施設管理係に提出しなければならない。

なお，作成の際には，下記「イ 企画提案書作成上の留意点」を参照すること。

また，副本は社名が特定できる記載を除いたものとする。

(ア) 企画提案書

企画提案書表紙（様式5）正本1部・副本11部

企画書（任意様式・本文のフォントサイズは10.5pt以上

※図版その限りにあらず・A4サイズ縦8ページ以内左綴じ）

(イ) 見積書（内訳書付）正本1部・副本11部（任意様式）

a 単年度毎の金額を確認できるように記載すること。

b 別紙「水泳指導補助業務内訳」の1から3-4について作成すること。

なお，5年間の見積作成時には，「1 令和7年度～令和11年度見積金額」を用いることとする。

c 2については，審査対象とするが，あくまでも想定数であり，業務内容の拡充を確約するものではない。

イ 企画提案書作成上の留意点

(ア) 要点を押さえて，わかりやすく記載すること。

(イ) 業務の目的を捉え，業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

(ウ) 本業務に関し，仕様書や本実施要領「5 審査概要」の「(4) 審査・評価の視点」確認し，検討項目及び作業内容を明らかにしながら，業務実施方針，業務推進方法，業務遂行上の配慮事項等について記載すること。

また，以下の点について記載すること。

a 本業務を進めるうえでの手順及び留意点について

- b 小・中学校の教育課程を見通した継続的な水泳指導体制の整備を整えるための留意点
 - c 児童生徒の乗降時及び送迎中、バス内の置き去り防止対策等の安全対策について
 - d 本業務を受託することにより想定される、市が得られる効果について
- (e) 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。
- (o) 企画提案書提出後の追加及び修正は認めない。

ウ 質問及び回答

- (ア) 質問受付期間：令和6年7月19日（金）～7月24日（水）正午
- (イ) 表 題：「（参加者名）調和小プロポ企画提案書質問」
- (ウ) 本 文：本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容，
事業者名及び担当者名を明記すること。
- (エ) 方 法：質問及び回答書（様式4）を電子メールにて提出
- (オ) 送付先：soumu@city.chofu.lg.jp（教育部教育総務課）
- (カ) 回 答：令和6年7月26日（金）までに、質問及び回答内容全てを電子メールで全参加事業者に送付

※ 回答は、応募に必要と判断される質問のみについて行い、応募に必要でないと判断した質問の場合はその旨を回答する。

また、質問が応募に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認することができるものとする。

エ 審査（一次審査）及び結果通知

事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。詳細は下記8）にて審査を行う。参加事業者の企画提案書等の審査（一次審査）を行い、上位3事業者をプレゼンテーション審査（二次審査）対象事業者とする。その結果については、令和6年8月9日（金）までに参加事業者
に書面及び電子メールにて通知する。

企画提案書等の審査（一次審査）により対象事業者とならなかった参加事業者は、令和6年8月14日（水）正午までに、審査結果について市に質問及び回答書（様式4）を電子メールにて提出することで説明を求めること

ができるものとする。その際は、必ず表題を「（参加者名）調和小プロポ企画提案書等審査結果質問」とすること。

この質問に対し、市は令和6年8月19日（月）までに電子メールにて回答する。

(4) プレゼンテーション審査（二次審査）

ア 資料の提出

企画提案書等の審査（一次審査）の結果、プレゼンテーション審査対象事業者と判断された事業者は、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本1部、副本11部用意し、令和6年8月15日（木）正午までに、持参又は郵送（必着）により、教育部教育総務課施設管理係へ提出すること。

また、副本及びプレゼンテーションに使用する資料は、社名が特定できる記載を除いたものとする。

イ 審査（二次審査）及び結果通知

令和6年8月26日（月）の審査委員会にて審査を行う。

審査結果については、令和6年9月2日（月）にプロポーザル審査結果通知書を持って、全ての事業者に対し書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和6年9月5日（木）正午までに、審査結果について市に質問及び回答書（様式4）を電子メールにて提出することで説明を求めることができるものとする。その際は、必ず表題を「（参加者名）調和小プロポプレゼンテーション審査結果質問」とすること。

この質問に対し、市は令和6年9月10日（水）までに電子メールにて回答する

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5 審査概要

(1) 審査委員会

「調布市立調和小学校維持管理及びプール運営業務委託事業者候補選定プロ

ポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、実施要領の決定、企画提案等の審査及び委託事業者候補の選定を行う。

(2) 委員構成

委員会は、以下の7人で構成する。

ア 行政経営部企画経営課公共施設マネジメント担当課長

イ 生活文化スポーツ部スポーツ振興課施設担当係長

ウ 子ども生活部児童青少年課放課後児童係長

エ 教育部次長

オ 教育部指導室統括指導主事（学校教育担当）

カ 教育部図書館施設担当係長

キ 調和小学校校長

(3) 審査方法

審査委員は、当該プロポーザルへ応募した事業者（以下、「事業者」という。）から提出された書類（企画提案書等）及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

ア 企画提案書等の書類審査

委員会において企画提案書等の書類審査（以下「書類審査」という。）を行い、各委員の評価得点を合計した得点数の高い順に上位3者までをプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 書類審査を通過した上位3者（参加事業者が3者以下であった場合は、全参加事業者）に対して、委員会においてプレゼンテーション審査を行う。

(イ) プレゼンテーションにおいては、15分以内で参加事業者が内容説明を行い、その後に10分以内で委員との間で質疑応答を行う。なお、説明は、実施体制調書（様式3，3-2）に記載の担当者の内、本業務を主に担当する技術者が行うこと。また、出席者については実施体制調書（様式3，3-2）に記載の各担当者の中から3人以内とする。

ウ 選定手順

(ア) 参加事業者が1者であった場合でも審査を行うものとする。

- (イ) 各委員は、書類審査においては、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとし、順位については、書類審査の評価得点とプレゼンテーション審査の評価得点の合計得点が高い順に付けるものとする。
- (ウ) 複数の参加事業者において評価得点が高点となった場合には、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (エ) (イ)及び(ウ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した参加事業者を委託事業者候補（以下、「候補者」という。）として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。
- (オ) 複数の参加事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (カ) 候補者選定後、上位の参加事業者が辞退又は失格となったときは、下位の参加事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

エ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

オ 候補者の決定

審査委員会は選定結果を調布市長に報告する。調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

ア 業務実績及び実施体制

- (ア) 公共施設の維持管理を含む施設運営業務（指定管理者業務含む）及び水泳指導業務（民間業務含む）の実績に応じて評価する
- (イ) 維持管理業務及び水泳指導業務について、公立小学校または中学校を対象とした実績に応じて評価する

(ウ) 設備管理員とは別に、下記有資格者等がいるか

(建築物環境衛生管理技術者，第二種電気工事士，二級ボイラー技士，
第1種エコチューニング技術者)

(エ) 設備管理者の能力は設備責任者に代理となるのに適当か

(オ) プール運営において、コントロールポストを責任者・副責任者とは別に
配置しているか

(カ) プール運営において、責任者，副責任者またはコントロールに文部科学
大臣認定水泳スポーツ指導員C級以上の者を配置しているか

(キ) プール運営において、上位ポストになることができる人員配置か

(ク) 水泳指導補助員において、公的な資格を保有している者若しくは左記
と同等で事業者の内部規定に基づく水泳指導技能を有している者を配置
しているか

(サ) その他，本業務に有効と思われる有資格者の類似業務の実績件数

イ 業務内容の理解度及び専門性

(ア) 本業務の目的や条件，内容等の理解度を評価する

(イ) 業務内容全般にわたって知識や専門性を十分に有しているか

ウ 業務遂行能力（実現性）

(ア) 提案内容が実現可能であるか，その可能性の高低により評価する

(イ) 水泳指導補助に必要な外部補助指導員は外部要因に左右されず確保する
担保があるか

(ウ) 送迎用バス等を外部要因に左右されず確保する担保があるか

エ 施設の維持管理・安全管理

(ア) 施設を維持管理するために適切な方策が示されているか

(イ) 施設の安全管理・危機管理への取組内容が適切か

(ウ) 様々な不具合が生じた際の体制が構築されているか

オ 運営業務管理

(ア) 施設利用者に平等なサービスを提供できるような取組内容となっているか

(イ) 施設利用者の要望・苦情等について運営に反映させるための方策・体制が
とられているか

カ 水泳指導補助

- (ア) 学習指導要領に基づいた指導であることを理解した，学校授業であることを理解した適切な方策が示されているか
- (イ) バス等送迎における安全管理は妥当か
- (ウ) 水泳授業時の緊急時対応及び体制は妥当か

キ 市民サービス・独創性

- (ア) 施設の設置目的を阻害しない範囲で，施設を有効に活用するための自主事業の方針が示されているか
- (イ) 市民サービスの質の向上を図るための方策に創意工夫があるか
- (ウ) 提案内容が特に独創性に優れている場合は優位に評価する

ク その他

- (ア) 市及び施設職員，関係校との連携・連絡体制やコミュニケーションの取り方に関する提案があるか
- (イ) 地元の人材，企業などの各種地元資源を活用しているか
- (ウ) 本業務について，効率的・効果的な経費節減がなされているか

ケ 見積価格

- (ア) 提案内容（本業務委託に対する見積額）に対する見積額は妥当かコストを評価する（別紙「水泳指導補助業務内訳」の1）
- (イ) 提案内容（将来的な実施対象校の変動による水泳指導補助及び送迎業務に対する見積額）に対する見積額は妥当かコストを評価する（別紙「水泳指導補助業務内訳」の2）

コ プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

6 主な日程(予定)

- 令和6年6月28日（金） ・ 第1回審査委員会
- 令和6年7月 3日（水） ・ 公示，市ホームページへの掲載
 - ・ 参加資格及び業務内容等に関する質問受付開始日
 - ・ 参加申込開始日
- 令和6年7月 9日（火） ・ 参加資格及び業務内容等に関する質問受付締切日※

- 令和6年7月12日（金） ・ 参加資格及び業務内容等に関する質問回答日
 - 令和6年7月17日（水） ・ 参加申込締切日※
 - 令和6年7月19日（金） ・ 参加資格審査結果通知日
 - ・ 参加資格審査結果に関する質問受付開始日
 - ・ 企画提案書等の作成及び一次・二次審査に関する質問受付開始日
 - ・ 企画提案書等受付開始日
 - 令和6年7月23日（火） ・ 参加資格審査結果に関する質問受付締切日※
 - 令和6年7月24日（水） ・ 企画提案書等の作成及び一次・二次審査に関する質問受付締切日※
 - 令和6年7月25日（木） ・ 参加資格審査結果に関する質問回答日
 - 令和6年7月26日（金） ・ 企画提案書等の作成及び一次・二次審査に関する質問回答日
 - 令和6年7月31日（水） ・ 企画提案書等受付締切日※
 - 令和6年8月7日（水） ・ 第2回審査委員会開催（一次審査・書類審査）
 - 令和6年8月9日（金） ・ 一次審査結果通知
 - ・ 一次審査結果に対する質問受付開始日
 - 令和6年8月14日（水） ・ 一次審査結果に対する質問受付締切日※
 - 令和6年8月19日（月） ・ 一次審査結果に対する質問回答日
 - 令和6年8月26日（月） ・ 第3回審査委員会開催
（二次審査・プレゼンテーション審査）
 - 令和6年9月2日（月） ・ 二次審査結果通知
 - ・ 二次審査結果に対する質問受付開始日
 - 令和6年9月5日（木） ・ 二次審査結果に対する質問受付締切日※
 - 令和6年9月10日（水） ・ 二次審査結果に対する質問回答日
- ※各日正午を締切とする。

7 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに教育部教育総務課施設管理係に電話連絡のうえ、参加辞退届（様式6）を教育部教育総務課施設管理係に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

8 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページに公表する。

ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

9 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」とする。）の取扱い

ア 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

イ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、全て事業者の負担とする。

(3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手

続きに参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「3参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合。

イ 仕様書に定める必要資格や配置人数等を満たしていない場合。

ウ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

エ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む）。

オ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合。

カ 提出書類等に虚偽の記載があった場合。

キ 見積書が見積限度額を超える場合。

ク 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。

ケ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合。

コ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合。

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該業務を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「3参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 候補者を選定後、契約までの期間は準備期間とし、その間の費用は全て事業者の負担とする。

カ 本事業は、令和7年度から5か年の継続事業を予定しているが、各年単年度契約とする。

キ 令和8年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して契約金額を決定するものとする。

ク この審査に関する事務は、教育部教育総務課施設管理係が取りまとめる。

10 問合わせ先

調布市教育委員会 教育部教育総務課施設管理係

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館4階

電話：042-481-7466 FAX：042-481-6466

Email：soumu@city.chofu.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年6月28日から施行し、本業務に係る委託契約の締結をもって廃止する。

<参考>

1 市ホームページ

(1) 調布市立調和小学校について（ページ番号：1292）

トップページ>子育て・教育>学校・就学>市立小・中学校>調布市立調和小学校

(2) 調布市立調和小学校プールについて（ページ番号：2507）

トップページ>観光・文化・スポーツ>スポーツ

>学校スポーツ施設開放>調和小学校屋内プール

(3) 本プロポーザル指定様式（ページ番号：12182）

トップページ>産業・しごと>入札・契約

>プロポーザル情報>実施中の案件・ガイドライン

>調布市立調和小学校維持管理及びプール施設運營業務委託

2 調和小学校HP <https://www.chofu-schools.jp/chowa-sho/>

3 図書館調和分館 <https://www.lib.city.chofu.tokyo.jp/contents?4&pid=31>